

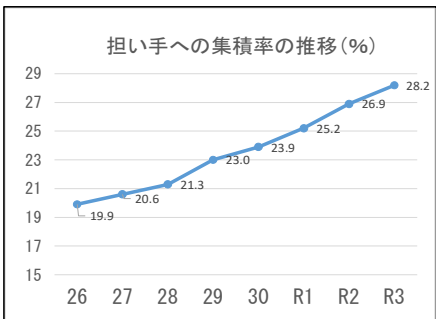
# 地域計画の策定推進について

令和5年4月27日  
農林水産部農地・農村振興課

## ①農地集積の状況

農地集積の目標（千葉県農林水産業振興計画）

担い手への農地の集積面積が耕地面積に占める割合  
現状(令和2年度) → 目標(令和7年度)  
26.9% → 51%

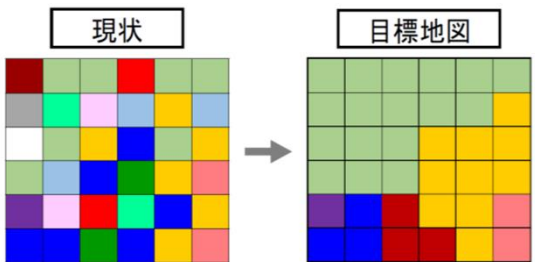


※担い手：認定農業者、市町村基本構想水準到達者  
集落営農経営、認定新規就農者

⇒ 県は、地域計画の策定を推進し、農地集積・集約の加速化を図る

## ②地域計画の策定

- 農業経営基盤強化促進法の改正により、「人・農地プラン」が「地域計画」として法定化された。
- 市町村は、令和5年4月から2年以内（令和7年3月末まで）に市街化区域を除く区域で地域計画を策定する（計画の単位は、集落、大字など）。
- 地域計画では、将来の地域農業の在り方等を話し合い、農業を担う者ごとに将来（10年後）利用する農地を1筆単位で定めた、「目標地図」を作成する。
- 農地の権利移転は、「目標地図」に基づき農地中間管理事業等により実施される。



## ③地域計画の策定で目指す姿について

本県の基本的な方向性

- 担い手の効率的な営農のため、農地の集約化に重点を置いた地域計画の策定を推進する。
- 水田農業の安定化と農業産出額の向上（園芸、畜産部門）を目指し、主として販売額3,000万円以上の経営体及び3,000万円以上を目指す意欲のある経営体に農地の集積・集約化を図る。
- 地域での耕畜連携を推進し自給飼料の増産に向けた、農地の有効活用を図る。

目指す姿

### ①水田農業の安定化

需要に応じた米の生産を行う大規模の水稲経営体が、地域の水田の大宗を担っている。

担い手の目標経営面積 50ha  
(例：主食用米30ha, 飼料用米等20ha)

### ②露地野菜等の生産拡大による農業産出額の向上

大規模経営体により、地域の実情に応じて露地野菜等の生産が拡大されている。また、耕畜連携のもと飼料作物との輪作体系が構築され自給飼料の増産が図られている。

担い手の目標経営面積 10ha  
(例：サツマイモ+輪作作物等)

## ④推進体制

千葉県農地利用集積推進本部会議

〈農林水産部長〉

県関係課長、農業事務所長、農業会議、園芸協会

取組計画

千葉県農地利用集積推進協議会

〈農林水産部次長〉

県関係課、農業会議、JA中央会  
県土連、千葉県拠点、園芸協会 等

地域農地利用集積推進協議会

〈農業事務所長〉

市町村、農業委員会、JA  
土地改良区、園芸協会 等

## ⑤現在の取組状況

### 1. 地区割の実施

全市町村（浦安市を除く）で、地域計画ごとの策定区域を定める地区割り作業を完了した。

県下の地域計画地区数：974地区

### 2. モデル地区への支援

令和4年度中から先行して地域計画策定に取り組むモデル地区を各農業事務所管内に設定し、話し合いの場をコーディネートする専門家派遣等の支援を実施している。

モデル地区：12地区

### 3. 重点サポート地区の設定

1市町村1地区を目安に、県・関係機関が連携し重点的に支援を行う地区を設定した。

重点サポート地区：45地区

## ⑥支援策について

地域計画策定の支援

- 地域計画策定推進緊急対策事業
- 農地利用最適化交付金
- 県による、地域計画の協議の場への参画及び助言
- モデル地区の取組の横展開による策定の推進
- 話し合いのコーディネートや営農のアドバイスを行う専門家の派遣（県OB等）。

地域計画の実行に向けた支援

【集積・集約の実施】

- 農地中間管理事業

【区域を対象とする支援】

- 強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ
- 機構集積協力金のうち地域集積協力金
- 農地耕作条件改善事業（簡易な基盤整備）
- 最適土地利用総合対策 など

【目標地図に位置づけられた経営体を対象とする支援】

- 農地利用効率化等支援交付金
- 経営開始資金、経営発展支援事業
- スーパーL資金・農業近代化資金  
金利負担軽減措置 など